## 第91号議案

小城市立保育所運営規則の一部改正する規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

## 提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、小城市立保育所定員及び保育時間の規則の一部を改正する。

## 小城市教育委員会規則第 号

小城市立保育所運営規則の一部を改正する規則

小城市立保育所運営規則(平成 19 年小城市教育委員会規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

第2条の表中「60人」を「100人」に、「90人」を「120人」に改める。

第8条中「午前8時30分」を「午前8時」に、「午後4時30分」を「午後4時」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 小城市立保育所運営規則(平成19年小城市教育委員会規則第13号)新旧対照表

小城市立体自州建昌规则(平成19年小城市教育安真云规则第13号)制门对照农			
現行		改正後(案)	
(入所定員)		(入所定員)	
第2条 保育所の定員は、次のとおりとする。		第2条 保育所の定員は、次のとおりとする。	
名称	定員	名称	定員
小城市立三里保育園	<u>60人</u>	小城市立三里保育園	<u>100人</u>
小城市立岩松保育園	150人	小城市立岩松保育園	150人
小城市立小城保育園	90人	小城市立小城保育園	<u>120人</u>
小城市立砥川保育園	90人	小城市立砥川保育園	<u>120人</u>
(保育時間)		(保育時間)	
第8条 保育時間は、原則として <u>午前8時30分</u> から <u>午後4時30分</u> までの8時		第8条 保育時間は、原則として <u>午前8時</u> から <u>午後4時</u> までの8時	
間とする。ただし、保護者のやむを得ない事情により、教育委員会が		間とする。ただし、保護者のやむを得ない事情により、教育委員会が	
特に必要と認めたときは、その保育時間を超えて保育を行うことがで		特に必要と認めたときは、その保育時間を超えて保育を行うことがで	
きる。		きる。	